

監査委員公表第6号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4号の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9号の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和7年2月21日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類
定期監査
2. 監査の実施日
令和6年11月20日（水）、26日（火）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 善波 宣雄
4. 監査対象とした部課等
都市部都市整備課
都市部下水道課
消防本部消防課、消防署
5. 監査の範囲
令和6年度8月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

(1) 都市整備課

都市計画に係る調査、企画及び調整に関すること、都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること、道路、橋りょう等の新設改良工事の調査、設計、施工及び監督に関すること、また、これらの維持管理に関すること、公園、児童遊園地及び緑地等の維持管理に関すること、自然保護及び緑化対策の推進に関すること等を担当している。

(2) 下水道課

公共下水道事業の企画及び運営に関すること、公共下水道に係る使用料に関すること、下水道受益者負担金に関すること、公共下水道事業の計画及び認可に関すること、公共下水道工事の調査、設計、施工及び監督に関すること、公共下水道施設の維持管理に関すること等を担当している。

(3) 消防課

消防業務の広域連携及び消防広域化に関すること、消防庁舎（附属施設を含む。）及びその他の消防施設等の維持管理及び修繕に関すること、消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること、消防団車両、消防機械器具等の保管及び運用に関すること、火災予防業務の計画及び指導等に関すること等を担当している。

(4) 消防署

災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること、消防隊、救急隊、救助隊及び指令センターの業務運用並びに負傷者その他応急救護を要する者の応急処置及び搬送に関すること、消防車両、消防機械器具等の保管及び運用等に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上